

男女ともに「青と緑の躍動する村づくり」をめざして

# 恩納村男女共同参画行動計画 「ナビープラン」



沖縄県恩納村

## 男女共同参画社会の

### 実現をめざして

～男女共同参画行動計画策定にあたって～



21世紀を迎えた今日、社会環境はますます少子・高齢化が進み、国内経済の成熟化、情報化、国際化の進展などにより、大きな変革期を迎えています。こうした多種多様な社会の中で、村民一人ひとりが、生き生きと幸せに暮らすことができるよう「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はずつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」を実現することは、緊急な課題となっています。

村では、平成15年の議会一般質問において、男女共同参画行動計画について質問を受けたことを皮切りに、行動計画策定に向けて取り組んで参りました。そして、この度、国の男女共同参画基本法、県の男女共同参画計画を基に、「恩納村男女共同参画行動計画ナビープラン」を策定しました。

村としましては、今後、県や関係機関、近隣市町村、企業、諸団体及び村民のみなさまのご理解、ご協力をいただきながら、この計画を基に、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に実施してまいります。

また、男女共同参画社会の実現のための課題は、社会慣習等広く日常生活全般に密接に関わっていることから、行政のみで解決できるものではありません。村民や各企業・各団体のみなさまが、家庭や地域、職場等において、それが男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定にあたりまして、ご尽力くださいました恩納村婦人団体連絡協議会のみなさまをはじめ、恩納村男女共同参画行動計画審議会のみなさま関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

平成18年3月

恩納村長 志喜屋文康

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的	1
2 計画の背景	1

## 第2章 計画の基本理念

1 計画の基本方向	3
2 課題別体系一覧	5
3 計画の推進	7
4 計画の期間	7
5 計画の愛称「ナビープラン」	7

## 第3章 計画の基本的方向と具体的施策

基本方向Ⅰ 男女共同参画のための意識づくり	7
基本方向Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進	18
基本方向Ⅲ 男女ともにつくる調和のある家庭としごと	22
基本方向Ⅳ 長寿社会における女性の保健・福祉の確保	28
基本方向Ⅴ 平和につながる国際交流と文化の創造	32

## 参考資料

1. 恩納村行動計画策定経過	37
2. 恩納村男女共同参画行動計画審議会委員名簿	39
3. 恩納村男女共同参画行動計画審議会規程	40
4. 恩納村男女共同参画推進本部設置要綱	41
5. 男女共同参画に関する国内外・県・村の動き	43
6. HDI、GEMで見る日本の男女共同参画社会形成状況	47
7. 恩納村各種委員会、審議会等における女性委員の登用状況	48
8. 男女共同参画社会基本法	49
9. 沖縄県男女共同参画推進条例	55
10. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	60

# 恩納村男女共同参画行動計画 「ナビープラン」

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

国の男女共同参画基本法、県の男女共同参画行動計画D E I G O プランを基に、恩納村においても、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担い合い「男女共同参画」によって豊かで平和な住みよい恩納村を展望し、その実現をめざすためにこの計画を策定します。

### 2 計画の背景

#### 【世界の動き】

女性の権利が一般的に認められるようになったのは、およそ**50～60**年前からです。

**1948**年**12**月、基本的人権を確保するため国連の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。**1967**年には「差別撤廃宣言」が採択されたものの、女性差別撤廃にむけた動きは鈍く、**92**カ国参加の国際婦人組織「国際民主婦人連盟」は国連婦人の地位委員会に女性の権利擁護のための「国際婦人年」を提案し、**1975**年、国際婦人年の世界会議が「平等・開発・平和」をテーマにメキシコで開催され、「世界行動計画」が決議されました。

**1975**年の「国際婦人年」とそれに続く「国際婦人の**10**年」(**1976**年～**1985**年)は、世界的にも、我が国においても、そして我が県においても、女性の地位向上の取り組みに大きなインパクトのある第一歩であったと言えます。

中間年にあたる**1980**年(昭和**55**年)には、世界会議がコペンハーゲンで開催され、前半期の実施状況の評価や講演のプログラムが採択されるとともに女性に対する差別は人権侵害であると規定した「女子差別撤廃条約」の署名式が行なわれ、我が国もこの条約に署名しました。

**1985**年(昭和**60**年)にケニアのナイロビで開催された第3回世界婦人会議では、「**2000**年に向けた女性の地位向上のための将来戦略」が採択されました。

第4回世界女性会議は、**1995**年(平成**7**年)に北京で開催され、「あらゆる政策決定の場への女性の参加とエンパワーメント」を採択しています。こうした女性会議が我が国の男女平等政策に大きな影響を与えることになりました。

第4回世界女性会議(北京会議)から**10**年目に当たる**2005**年(平成**17**年)**2**月から**3**月にかけて、国連本部(ニューヨーク)で第**49**回国連婦人の地位委員会、通称「北京+**10**」が開催されました。閣僚級会合として行われた会議では「北京宣言及び行動綱領」及び「女性**2000**年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議しました。

## 【日本の動き】

我が国においては、世界行動計画の理念と、憲法に定める基本的人権の尊重と両性の平等の原則に基づき、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」が策定され、1987年（昭和62年）には男女共同参画社会の形成をめざした「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しています。この間、女子差別撤廃条約の批准に向け民法や国籍法の一部改正（父系血統主義から父母両系血統主義）、「男女雇用機会均等法」の制定が行なわれました。

このような法整備が行なわれた後、1985年（昭和60年）には「女子差別撤廃条約」が批准され、これを受けて「育児休業法」や「パートタイム労働法」が施行されたほか、家庭教育の見直しが行なわれ、小、中学校に引き続き高等学校でも、家庭科の男女共修が、1994年（平成6年）4月から開始されたことは、次の世代の男女平等の意識づくりを確立していくためにも、きわめて意義深いことだといえます。

さらに、国は、これらをより効果的に推進するために1994年（平成6年）6月からこれまでの「婦人問題担当室」を「男女共同参画室」に改めるとともに、府令に基づく組織に昇格させ、1996年（平成8年）には国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

男女が、互いにその人格を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は緊急な課題となっており、1999年（平成11年）6月23日には「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されました。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律」「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」も改正されました。

2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆる「DV防止法」が施行されました。

## 【沖縄県の動き】

国際婦人年の翌年、1976年（昭和51年）に県は労働商工部労政課に婦人行政担当1名を配置しました。これが県における女性行政のスタートとなりました。

1977年（昭和52年）婦人問題懇話会が発足、1979年（昭和54年）に青少年婦人課が設置され、1984年（昭和59年）には沖縄県の第一次行動計画となる「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」が策定されました。

1991年（平成3年）の“女性副知事誕生”は女性行政の大きな進展と県内の女性たちの自信に結びつき、1992年（平成4年）には女性行政の強化に向けて「女性政策室」が設置されました。これを機に「婦人」という名称を「女性」に変えるなど意識の変革に向けた取り組みや女性の地位向上に向けた取り組みが強化され、各種委員会、審議会や女性管理職の積極的登用につながりました。

さらに、1993年（平成5年）第二次沖縄県行動計画「DEIGOプラン21」を策定し、男女が等しく社会的責任を担い、家庭、地域、社会のあらゆる分野にともに参画して築く社会の実現をめざしています。また、男女共同参画社会の実現には、民間と

行政が緊密に連携していくことが必要不可欠であることから、同年**1993年**（平成5年）、「財団法人おきなわ女性財団」が設立、**1996年**（平成8年）には女性の社会活動の拠点として「沖縄県女性総合センター」として開館しました。

**1998年**（平成10年）には、国内外における女性を取り巻く経済社会情勢は大きく変化してきていることから、「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画D E I G O プラン21」が改定、**2001年**（平成13年）には、国の「男女共同参画基本法」を受けて、「沖縄県男女共同参画行動計画D E I G O プラン」が策定されました。

**2002年**（平成14年）には県民一体となって、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むため「沖縄県男女共同参画推進条例」が制定されました。

#### 【恩納村の動き】

国内外の男女共同参画の推進は、本村においても多大な影響を及ぼしてきました。総務課から男女共同参画行政を開始するにあたり、**1993年**（平成5年）から2年連続で全国大会へ参加しました。その後、農漁業の分野から男女共同参画を推進すべく、**2000年**（平成12年）9月に「うんなフォーラム」と題し、女性の農漁業、子育て等についてのフォーラムを経済観光課が開催しました。**2002年**（平成14年）には総務課に恩納村婦人団体連絡協議会の事務局担当職員一人を配置し、男女共同参画行政の取り組みを強化しました。

**2005年**4月には「恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査」を行い、男女共同参画行動計画を策定するまでの基礎資料としました。このアンケート調査実施と同時に、庁内には、恩納村男女共同参画推進本部及び実務者会議を発足させ、恩納村における行動計画策定に向けて調査・研究を開始しました。

平成**18年**3月には「恩納村男女共同参画行動計画ナビープラン」を策定し、村民と行政が一丸となって恩納村における男女共同参画を推進しています。

## 第2章 計画の基本理念

### 1 計画の基本方向

#### 男女共同参画による恩納村づくりをめざして

この計画は、憲法の保障している基本的人権の尊重と男女平等を基本理念に、男女共同参画社会の実現をめざして、本村の男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国の男女共同参画基本法、県の男女共同参画行動計画D E I G O プランを基に、次の5項目を行動目標として掲げます。

基本方向I 男女共同参画のための意識づくり

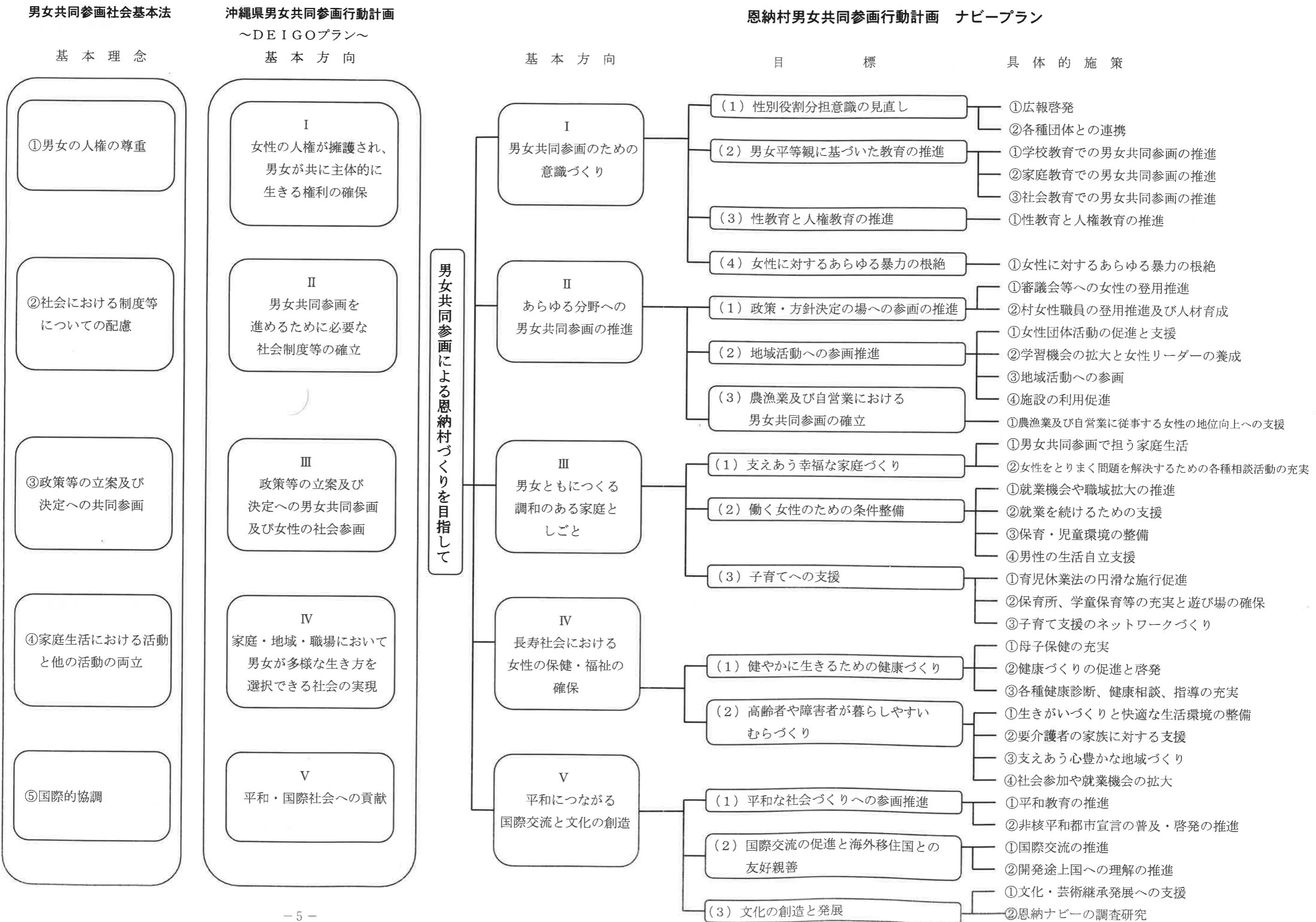
基本方向II あらゆる分野への男女共同参画の推進

基本方向III 男女ともにつくる調和のある家庭としごと

基本方向IV 長寿社会における女性の保健・福祉の確保

基本方向V 平和につながる国際交流と文化の創造

## 2. 課題別体系一覧



### **3 計画の推進**

男女共同参画社会の実現に向けて、庁内推進体制の充実と国・県等関係機関との連携を図りつつ、村民の意見等を反映し、男女共同参画問題の解決のための施策を総合的に推進します。

#### **(1) 村民参加の促進**

学識経験者、村民の代表、女性団体による懇話会をとおして、広く村民の意見等を聴取し、住民の視点からの提言や住民の取り組みについての検討を求めていくとともに、計画の推進状況について検証し、男女共同参画行政に反映させます。

#### **(2) 推進体制の充実**

恩納村男女共同参画行政推進本部と、実務者会議との連絡調整を密にするとともに、男女共同参画行政に関する施策を全庁体制で推進し、実施主体は進行管理を行っていきます。

また、恩納村婦人団体連絡協議会と推進本部との連携を密にし、計画の推進を図ります。

#### **(3) 恩納村総合計画との整合性について**

この計画は、恩納村第四次総合計画との整合性を保ちながら推進します。

### **4 計画の期間**

この計画の期間は、**2006年（平成18年度）から2010年（平成22年度）までの5年間**とし、政治・経済・社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

### **5 計画の愛称「ナビープラン」**

この計画を多くの村民がより親しめるように、恩納村の琉歌の歌人、恩納ナビーの「ナビー」という名称をとり、「ナビープラン」と愛称をつけました。

ナビーの清らかで優雅な歌は多くの人の心を引きつけ、今なお語り継がれています。彼女のように、男性も女性も優れた才能を充分に発揮し、大らかに、生き生きとありのままに生きることのできる社会の構築を目指していきます。

## **第3章 計画の基本的方向と具体的施策**

### **基本方向I 男女共同参画のための意識づくり**

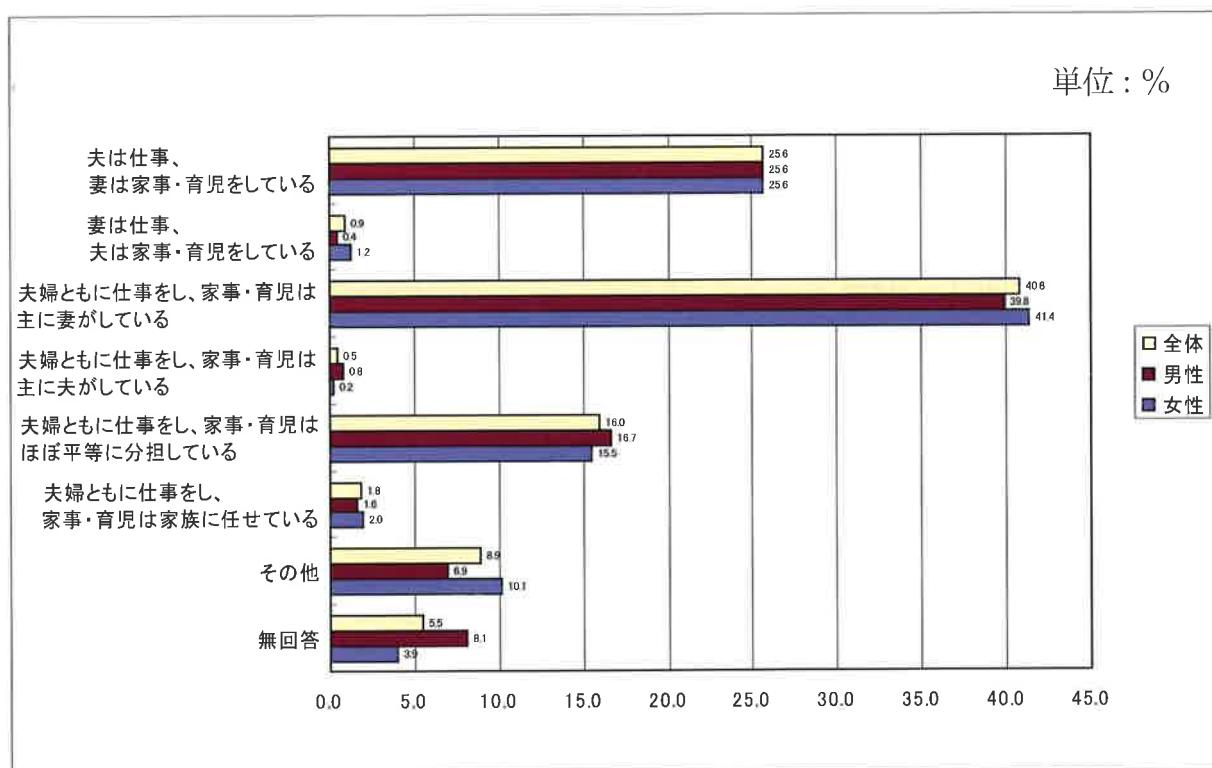
「国際婦人年」以降の女性の意識の高まりや、女子差別撤廃条約の批准による法制

度の整備などにより、女性の多様な生き方が可能になってきました。しかし、長年の歴史の中で培われた固定的性別役割分担意識がいまだに残っているため、女性の活躍する場が狭められ、能力の発揮を妨げており、女性の社会参画を困難にしています。

恩納村のアンケート調査でも「夫婦ともに仕事をし、家事・育児は主に妻がしている」が 40.8%と最も高く、次いで「夫は仕事、妻は家事・育児をしている」が 25.6%となっており、明らかに女性の多くが家事を担っていると言えます。このアンケート結果からもわかるように、家事・育児を「女性が担うべき」という固定的性別役割分担意識になっています。

21世紀は、あらゆる分野へ男女が等しく参画していくという基本認識に立ち、男女がともに自立し、ゆとりと生きがいをもって、豊かに生きて行けることが大切です。そのためには、職業上の責任と家事・育児・介護などの家族的責任を男女がともに担い合うことが必要です。そして、社会全体でこれを支援することが極めて重要です。

あなたのご家族で男女の役割分担は、次のどれが最も近いですか。



恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査（平成17年4月）  
回答率 616／806

### (1) 性別役割分担意識の見直し

伝統的な役割分担に関しては、「男は仕事、女は家庭」という考え方は少なくなってきたものの、それでも多くは表面的な建前だけの理解にとどまっています。職業を持つ女性が確実に増えている今日においてもなお、男性の家事、育児など家庭生活への参加の進み方は極めて穏やかなものとなっています。このことは、男性はほぼ仕事に専念し、女性は仕事と家事の双方をこなし、自由時間を削っているという基本構図は変わっていません。「男は仕事、女は仕事と家庭」という新たな役割分担が成立しています。日本におけるこのような性別役割分担意識の強さは、世界と比べた場合、特異なものとなっています。(資料 49 ページ参照) 家事労働や育児教育、介護等をほとんど女性が背負い込んでいる現状は、女性の地位向上を阻害していると同時に、男性の生活自立をも拒んでいます。このように男女共同参画問題の解決のためには、女性はもとより男性の意識の改革も必要となっており「女性問題は男性問題であり、人間性の問題でもある」ともいえます。

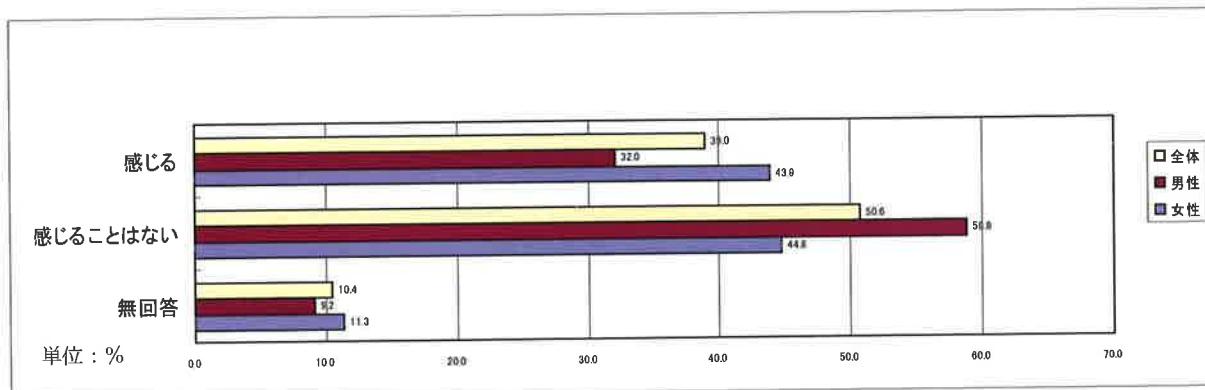
本村のアンケート調査では、「男女の不平等を感じる」は全体で **39.0%**となっており、「男女の不平等を感じることはない」は全体で **50.6%**と「感じる」を上回ってはいるものの、「感じることはない」と答えた男性 **58.8%**に対し、女性は **44.8%**と男女の不平等の感じ方に差が見られます。また、「男女の不平等を感じる」と答えた男性 **32.0%**に対し女性は **43.9%**となっており、女性のほうが男性よりもより強く不平等を感じています。

男女の不平等を感じることについて、男女とも 1 位「旧盆、正月などの行事のとき女性の負担が大きい」、2 位「家事や育児は、主に女性がする」となっています。

特に本県のトートメー問題は不平等差別感の生じる大きな問題です。本村の調査においては、男女とも「血縁なら女子でもよい」とする意見が **48.0%**で最も多く、次いで、「長男にかぎる」が **22.6%**で続き、トートメー継承に関する男女の差があまりみられないことが特徴です。

今日の少子化傾向に伴い、時代の要求に即した柔軟さを持ち、次の時代を担う若者たちがお互いを重んじ、ともに生きる社会慣習のあり方、トートメーを継承することに伴う祭事の合理化、差別につながるしきたりや固定的な性別役割分担を見直し、意識改革を図る必要があります。

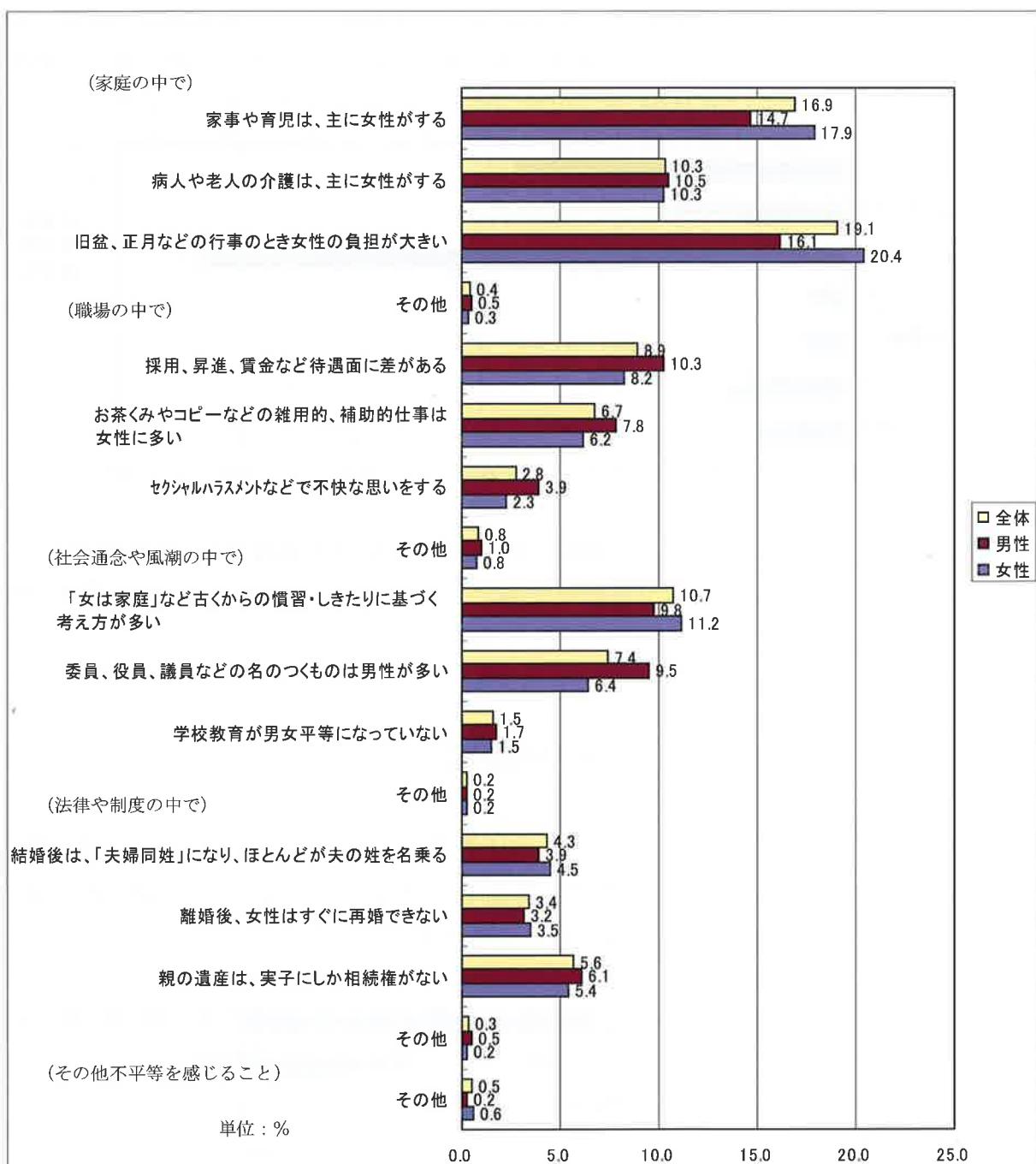
普段、あなたのまわりで男女の不平等を感じることがありますか。



恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査（平成 17 年 4 月）

回答率 722 / 806

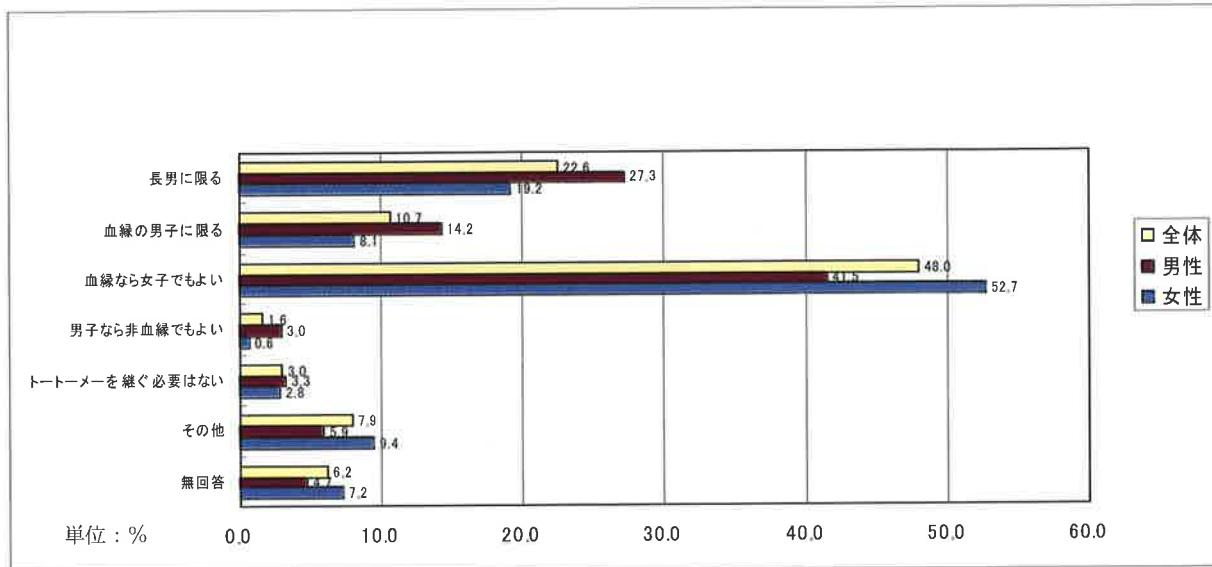
男女の不平等を感じるのはどんなところですか。



恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査（平成17年4月）

回答率 1295 / 806 ※複数回答

トートーメーは誰が継ぐべきだと思いますか。



恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査（平成 17 年 4 月）

回答率 756 / 806

### 具体的施策

施 策	主な事業	主 管 課
①広 報 啓 発	あらゆる機会を活用して男女が共同参画するという意識の啓発に努めます。	総務課
②各種団体との連携	積極的な広報活動と各種団体との連携により相互に情報を交換し合い、男女共同参画問題に対する共通認識を高めます。	関係各課

### (2) 男女平等観に基づいた教育の推進

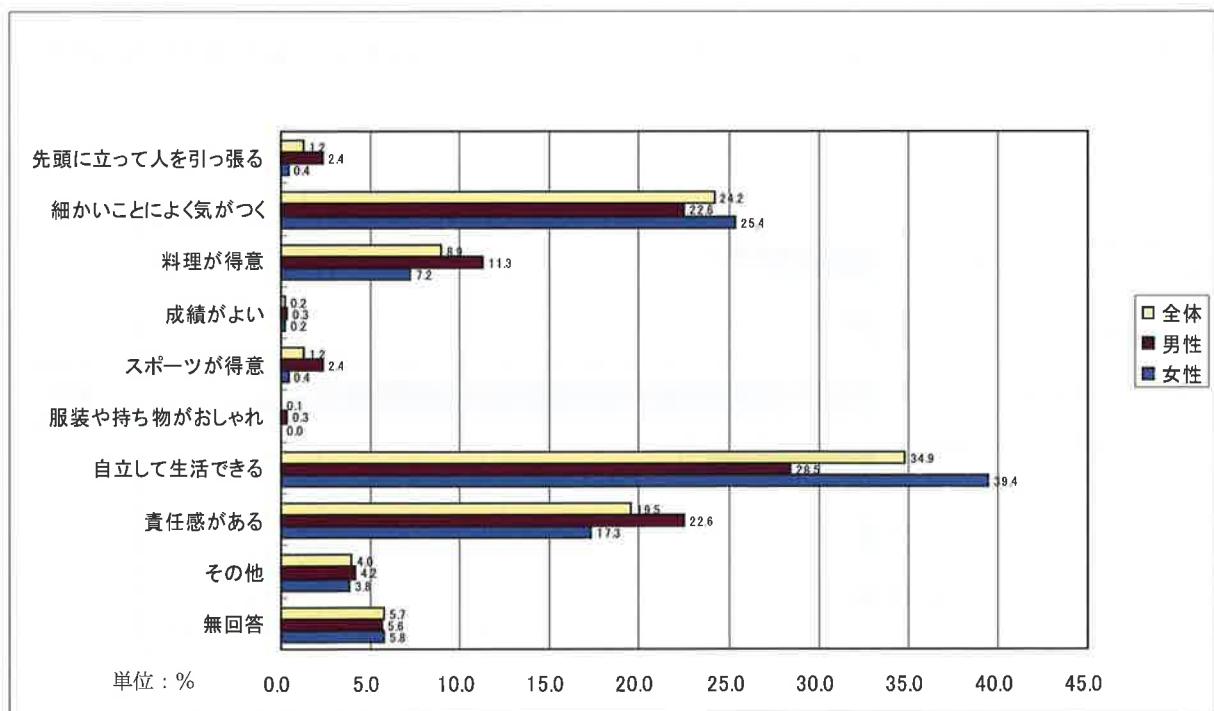
学校教育における家庭科の男女共修が小学校に続いて 1993 年（平成 5 年）には中学校、1994 年（平成 6 年）には高校と実施され性別役割分担を見直すきっかけとなっています。本村の実態調査の「男の子、女の子に対してどのようにになってほしいですか」という質問に対して、男の子、女の子ともに「自立して生活できる」が 1 位を占め、次いで男の子では「责任感」（34.1%）、女の子では「細かいことによく気がつく」（24.2%）となっており、特に「男の子らしく、女の子らしく」という教育にこだわりがないように思えます。さらに、男女の役割分担に対する考え方においても「必要

に応じて男性も家事をしててもよい」が 64.1%と 6 割以上を占めています。しかしながら、実際、家庭の中では「夫婦ともに仕事をし、家事・育児は主に妻がしている」が 40.8%と最も多く、次いで「夫は仕事、妻は家事・育児をしている」が 25.6%、「夫婦ともに仕事をし、家事・育児はほぼ平等に分担」が 16.0%となっています。

主婦の仕事の有無に限らず、家事の中心は女性が担ってはいるが、共働きの家庭では、男性や家族の協力分担が進んでいる状況がみられ、家庭内での家事に対する男性の協力は、若い世代に着実に広がっている傾向にあります。また、子供のしつけや家庭教育についても「妻と夫が半々」が 42.6%と最も多く、次いで「主に妻」が 26.1%となっており、父親の参加が多くなっています。「男だからこうでなければならない」とか「女だからこれで良い」といったような基準で物事をはからうとする考え方は、人間らしく伸び伸びと生きようとする子供の行動や判断力を規制するものです。とくに人格、意識等を形成する過程で大切な場である家庭及び学校生活で、男女の固定的な役割分担意識を是正していくことが重要であり、家事の分担や男女共同作業は、幼少期から経験させることが必要です。

このように、私たち自身の考え方や言動、生活のあり方が子供に大きな影響を与えることを考え、今後は、これまでの固定観念や慣習にまどわされることなく、女性の人権尊重、男女平等の理念を根底にすえて、家庭教育や学校教育、社会教育を進めていくことが何よりも大切なことです。

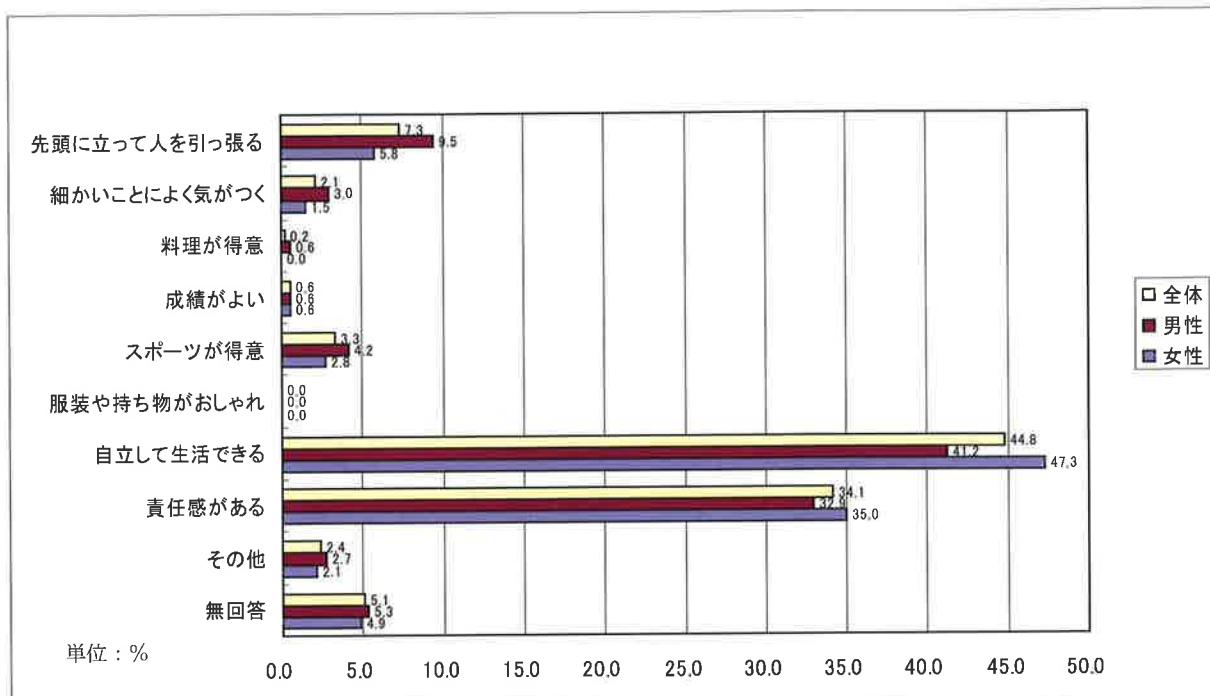
実際にお子さんがいる、いないに関わらず、あなたは女の子に対して、どのようになって欲しいと思いますか。あてはまるものを 1 つ選んでください。



恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査（平成 17 年 4 月）

回答率 760 / 806

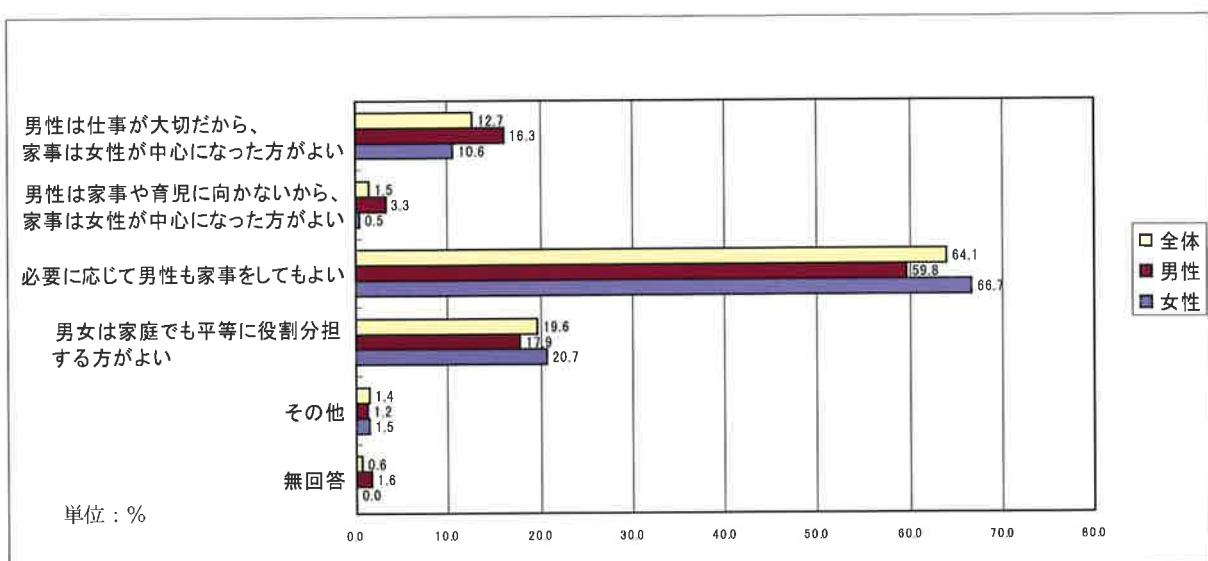
実際にお子さんがいる、いないに関わらず、あなたは男の子に対して、どのようになってほしいと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。



恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査（平成17年4月）

回答率 765／806

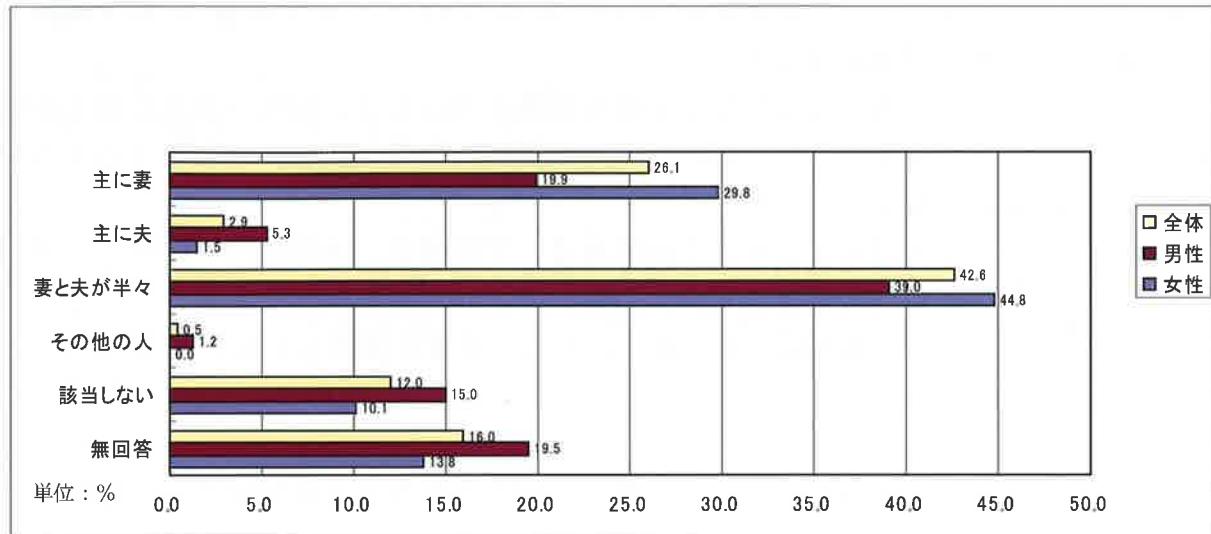
家庭での男女の役割分担に対する考え方で、あなたのお考えに最も近いのは次のどれですか。



恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査（平成17年4月）

回答率 648／806

あなたのご家庭では子供のしつけや家庭教育について、ご夫婦でどのように協力されていますか。



「恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査」平成17年4月  
回答率 548／806

### 具体的施策

施 策	主な事業	主 管 課
①学校教育での男女共同参画の推進	各教科あるいは特別活動を含むすべての教育活動を通じて、男女平等観に立った教育と男女混合名簿を推進します。	学校教育課
②家庭教育での男女共同参画の推進	家庭教育の中心的な役割を果たす保護者に対して、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供を積極的に進めます。	社会教育課
③社会教育での男女共同参画の推進	社会教育においても男女共同参画を基本に生涯学習の推進体制を図ります。	社会教育課

### (3) 性教育と人権教育の推進

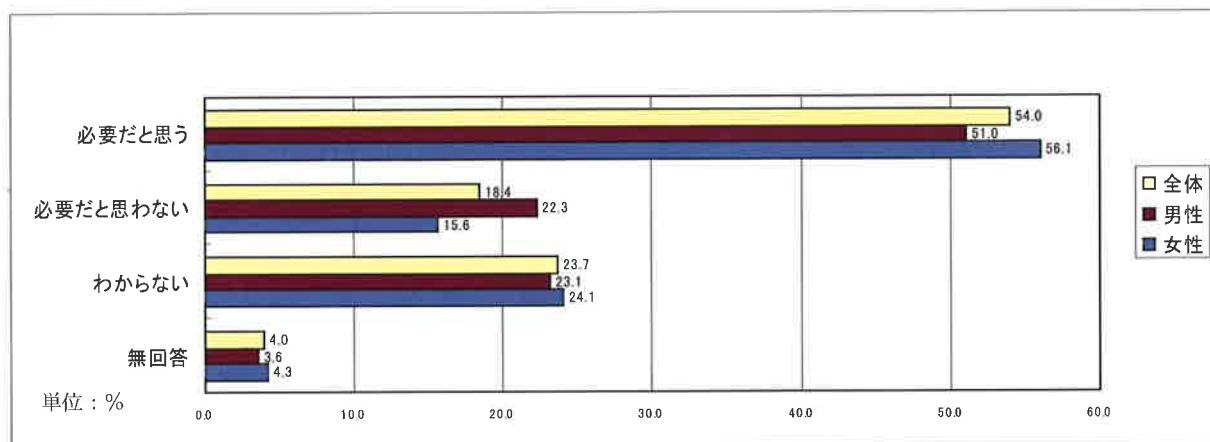
1956年（昭和31年）に売春防止法が成立したとはいえ、性を商品化して売買する傾向はむしろ進んでいます。例えば、近年のテレクラ・援助交際などであるテレビや映画、ちまたの性情報の氾濫で売買春への抵抗感が薄れたことに起因するとも思われます。このような背景のもとに低年齢化の傾向が見られることに危機感を抱かざるをえません。

本村の実態調査では、小学校低学年から発達段階に応じた性教育を取り入れることについて、「必要だと思う」が女性 56.1%、男性 51.0%とあり、男女ともに性教育の必要性を感じています。また、売買春について「速急になくすべきである」が女性 60.6%、男性 42.4%を占め、多数意見です。

今後は、性をタブー視することなく正確な認識を育むよう、幅広い世代に対する啓発活動を行うことが重要であり、特に「性」の扱われ方は「人権」を左右するものであるという認識が肝要であります。

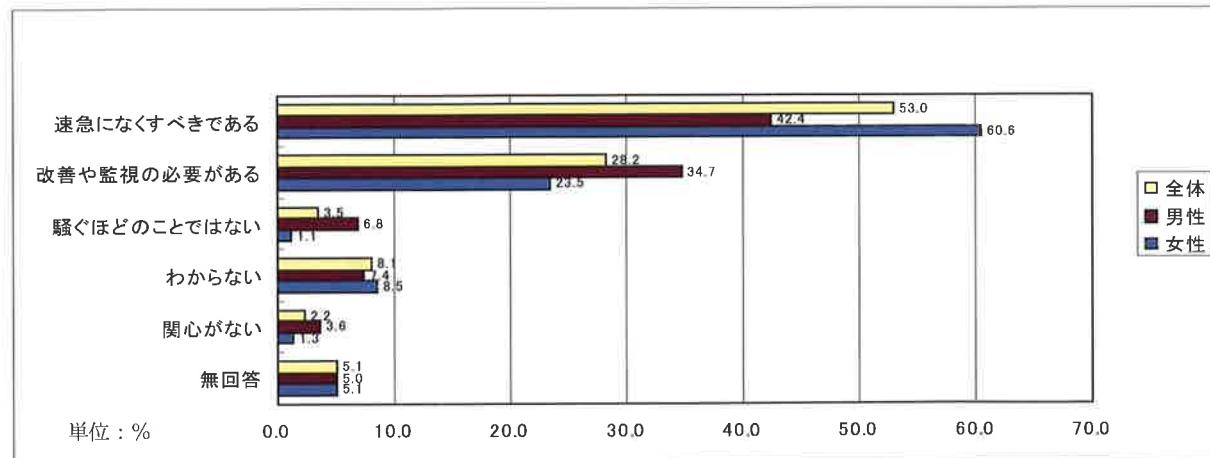
思春期の子ども本人はもとより、その保護者、学校職員、地域住民と連携し、思春期の子どもたちが将来への目標をもち、心豊かで思いやりを持つことができることを目標に「恩納村次世代育成支援行動計画」にそって施策を展開してまいります。

小学校低学年から発達段階に応じた性教育を取り入れることについてどう思われますか。



「恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査」平成 17 年 4 月  
回答率 774 / 806

売買春についてどう思われますか。



「恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査」平成 17 年 4 月  
回答率 765 / 806

**具体的施策**

施 策	主な事業	主 管 課
①性教育と人権教育の推進	平成17年に策定された恩納村次世代育成支援行動計画に基づき、中学生を対象に正しい性の知識についての講義や子育てに関する体験を通して、生命の尊さに気づき子どもを産み育てるとの意義、命や家族の大切さへの理解を深めるために実施している思春期保健教室を推進していきます。	学校教育課 福祉環境課 健康増進課

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

近年、社会問題となっているDV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性暴力などを防ぐためにも、人権の尊重についての啓蒙・啓発に努め、意識を高めていく必要があります。

また、女性に対する暴力は、女性の人権を侵し、被害女性の人生に深刻な影響を与えるため、女性への暴力を許さない社会意識の醸成と暴力の根絶に向けた環境づくりを促進します。

**具体的施策**

施 策	主な事業	主 管 課
①女性に対するあらゆる暴力の根絶	家庭や学校、職場や地域社会などのあらゆる分野において、女性、男性それぞれの人権が尊重される教育を推進し、広報・啓発等により人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立を図ります。 女性に対する暴力についての学習会や講演会、広報を通じて周知に努め、相談窓口と連携して、女性への暴力の根絶に努めます。	社会教育課 学校教育課 福祉環境課 総務課

## 基本方向Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

性別を根拠として固定的概念による意識を見直すためには、社会的・文化的につくられた性別役割にとらわれることなく、男女が対等なパートナーとして政治、経済、社会などあらゆる分野に協働で参画する男女共同参画を進める必要があります。

また、政策や方針を決定する場への女性の参画は、これまで男性が中心でありがちであった分野に新しい視点を加えて、豊かな地域社会の創造のために男女両性の視点を生かそうという意味から、特に、地域ボランティア活動に気軽に参加できる体制づくり、また、地域に根差した活動を進めることができるネットワークづくりが必要となります。

しかし、長年の男性中心社会の体質を是正するのは容易ではなく、男女平等意識の変革とともに具体的な男女共同参画の施策が推進されなければなりません。

### (1) 政策・方針決定の場への参画の推進

村政の各分野において、女性の視点や意見が反映できるように、村が設置する審議会や委員会等の政策決定の場へ女性の登用を推進します。

本村における審議会や委員会等（法律、条例、規則、要綱、規程によって設置された）で女性委員の占める割合は、2005年（平成17年）4月1日現在 16.7%です。（参考：資料50ページ）政策方針決定の場へ女性の登用を推進するため、公共団体や企業に対し、率先して女性の登用を要請するとともに、研修等のさまざまな機会を通じて人材の育成や発掘に努め、男女の雇用機会確保に努めます。

また、本村女性職員についても人材育成を強化し、あらゆる場において積極的な登用を図ります。

### 恩納村女性職員の登用状況

単位：人、%

	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	職員数	うち女性	比率	職員数	うち女性	比率	職員数	うち女性	比率
課長級	19	1	5.3	16	1	6.3	16	1	6.3
係長級	37	10	27.0	39	11	28.2	38	11	29.0
その他 職員	90	45	50.00	85	41	48.2	88	41	46.6
合計	146	56	38.4	140	53	37.9	142	53	37.3

4月1日現在

### 具体的施策

施 策	主な事業	主 管 課
①審議会等への女性の登用推進	各課や団体等に女性委員適任者の推薦を要請するとともに、選任方法の見直しを行うなど、女性のいない審議会等の解消に努めます。	関係各課
②村女性職員の登用推進及び人材育成	研修等を受講させ、女性職員の意識啓発と積極的意思を持つ人材の育成を行います。個性と能力を生かすため、職場における固定的な性別役割分担意識を排除し、女性の仕事、男性の仕事として固定化することができないように職域を拡大し、配属を工夫します。	総務課

#### (2) 地域活動への参画推進

社会環境の変化に伴い、男女とも多様な生き方を求めるようになり、自己実現に向けて生涯学習やボランティア活動、コミュニティ活動など地域活動の参加意欲が高まっており、男女がともに参画できるように社会環境の整備に努めます。

また、少子化による子育て期間の短縮や家事労働の省力化などにより余暇が生まれ、女性の生涯学習に対する意欲は年々高まってきており、多様化、行動化するニーズにこたえなければなりません。

活動拠点となる施設の充実や学習活動には男女問わず、子どもから高齢者まで参加することが求められていることから、地域における団体活動の育成と支援を行い、男女平等の観点に立って、指導者やリーダーの養成など、人材育成に努めます。

#### 平成17年度における地域の主な団体の長

団 体 名	団 体 数	女性数 (人)	比率 (%)
自 治 会	15	1	6.7
老 人 会	14	0	0.0
青 年 会	13	0	0.0
地 区 子 供 会	15	6	40.0
小 中 学 校 P T A	5	0	0

**具体的施策**

施 策	主な事業	主 管 課
①女性団体活動の促進と支援	団体相互の交流や情報交換を図るため、村内を拠点に活動している女性団体やボランティアグループに対し、継続的に登録を呼びかけ人材の掘り起こしをするとともに、人材リストを作成します。	社会教育課 福祉環境課 社会福祉協議会
②学習機会の拡大と女性リーダーの養成	生涯学習の機会の拡充と活動をサポートする女性を養成するためのリーダー養成講座等の開講、研修への派遣します。  また、修了者が自主的に研修や講座等の企画、運営を行い、地域で活動できるように支援します。	社会教育課 企画課
③地域活動への参画	P T A、自治会活動をはじめさまざまな地域活動へ男女がともに参画できるように啓発に努めます。	社会教育課 総務課
④施設の利用促進	地域文化の継承と創造、生涯学習の機会を拡充するための活動拠点となる場を既存の施設を使い、効果的な利用を促進します。	社会教育課 総務課

### (3) 農漁業及び自営業における男女共同参画の確立

恩納村は豊かな自然を有しており、人口は年々増加傾向にあります。「青と緑の躍動する村」というキャッチフレーズとともに「住んでよく、働いてよい、訪れてよい村づくり」の構築を目指しています。「住んでよく、働いてよい、訪れてよい村づくり」の構築には、女性の活躍が必要不可欠です。

本村における農漁業や自営業に従事する女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしてきました。しかしながら、経営や事業運営の方針決定等は男性中心に行われることが多く、家族経営であるために時間的、経済的に個々の裁量に委ねられているため、労働に見合った報酬の確保、分配等のけじめがつけにくいところであります。

村としては、女性の果たしている役割に対する適正な評価と働きに応じた所得・報酬を確保し、資産の形成等を図ることを支援していくかなければなりません。

今後、「生き生きと、積極的に楽しく働きたい」という女性のためにも男女を問わず農漁業及び自営業の担い手が、持てる力を發揮し、その貢献に見合う評価を受け、家庭・仕事・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして共に参画できるよう支援していくことが重要です。

具体的施策

施 策	主な事業	主 管 課
①農漁業及び自営業に従事する女性の地位向上への支援	家族経営協定の推進 女性の果たしている役割に対する適正な労働評価と働きに応じた所得報酬の確保や資産の形成等また、相続や融資、税制等に関する知識の普及等を推進していきます。	経済観光課 税務課

### 基本方向III 男女ともにつくる調和のある家庭としごと

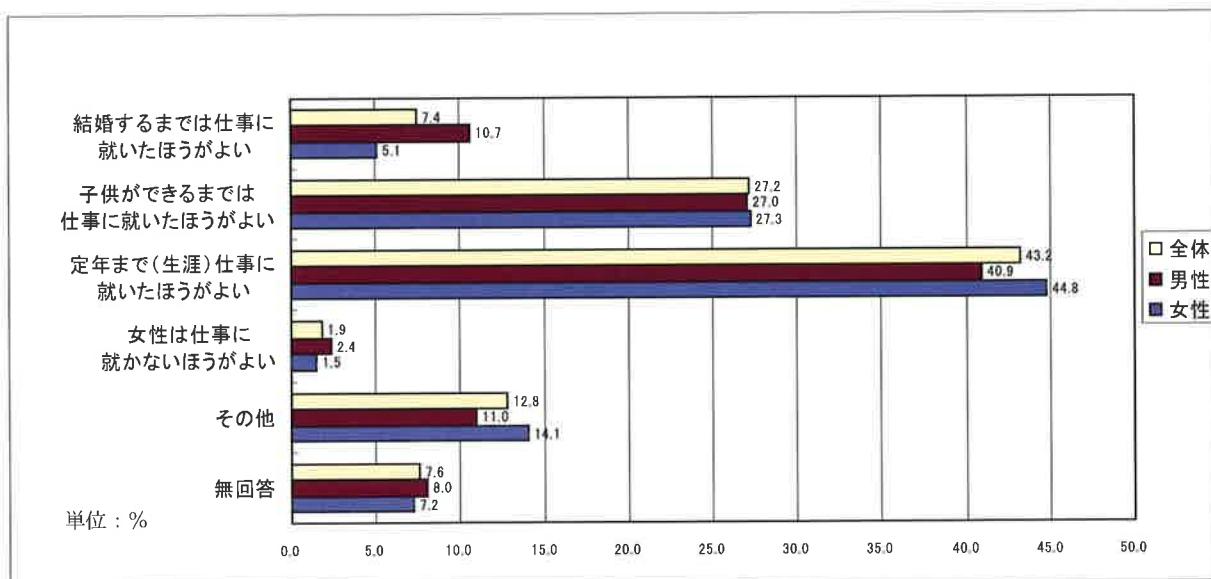
女性のライフスタイルや意識の変化とともに、労働意識の高まりなどによって、さまざまな分野の女性の進出がみられ、経済的自立や自己実現が図られてきています。また、男女雇用機会均等法の制定など法の整備に伴い、就労の場における男女平等も進んできました。

しかし、実際には家庭と仕事の両立に阻まれていることが要因となり、女性の採用、配置、昇進に不利な状況にあります。また、男性も今は国際語にまでなっている「過労死」の問題をはじめ時間外勤務、休日出勤などから波及する家庭問題も少なくありません。

男性も女性もそれぞれに能力と個性を発揮して、社会的にも経済的にも自立し、ともに家庭と仕事の調和のとれた生活を築けるよう条件整備を図っていきます。

#### 女性の職業について

あなたは女性が仕事に就くことについてどのように思われますか。



「恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査」平成17年4月  
回答率 745／806

### (1) 支え合う幸福な家庭づくり

核家族化、高齢化が急速に進み、女性の社会進出も増大してきました。新しい家庭、家族関係を創造するには男女平等の人間関係を基礎にして、男女がともに対等な生活者として自立できる能力を身につけ、家事・育児・介護の責任をともに分担する意識の確立に努めます。

#### 具体的施策

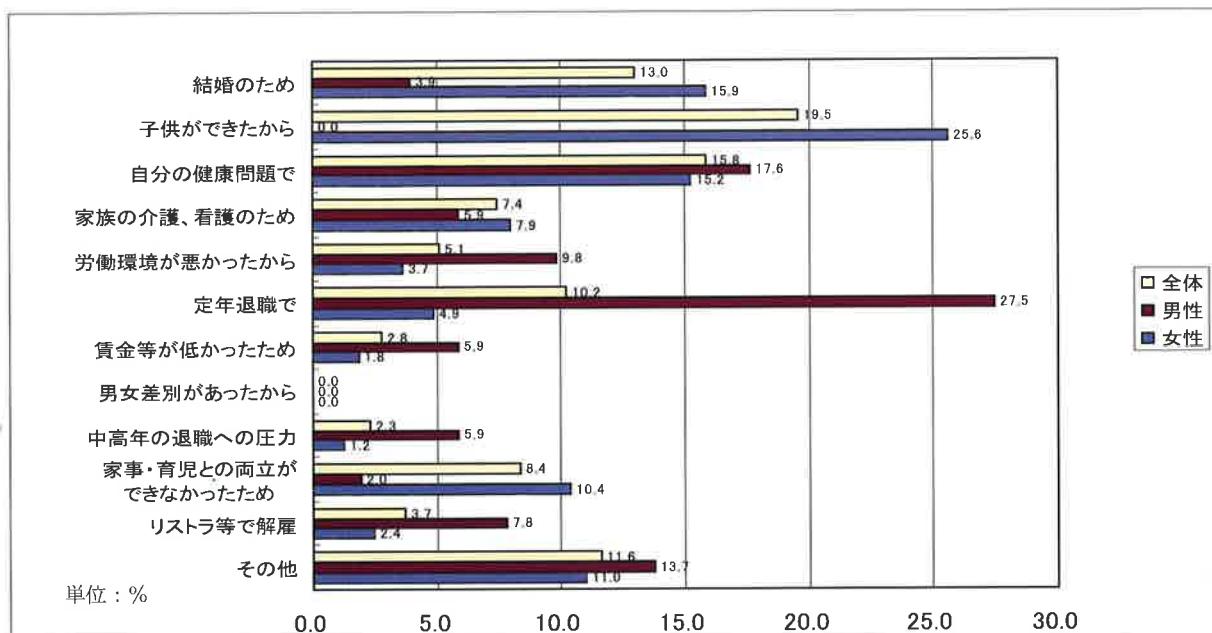
施 策	主な事業	主 管 課
①男女共同参画で担う家庭生活	家族一人ひとりがくつろぎ、やすらぎ、かけがえのない家庭生活を男女共同で担う意識の醸成を図るため、家庭生活（家事・育児・介護）に関する学習機会の充実や父親の家庭教育参加（家庭教育学級）を支援し、促進します。	社会教育課
②女性をとりまく問題を解決するための各種相談活動の充実	幸福な家庭づくりの支援をめざして相談体制の充実強化を図ります。 性暴力、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントに関する相談、性教育に関する相談、子育て・育児不安への相談等については、村の相談窓口（人権相談、行政相談、法律相談、心配ごと相談、教育相談、就学相談）の周知啓発、広報活動の充実と相談業務の強化を図ります。	福祉環境課 総務課 学校教育課 社会福祉協議会

## (2) 働く女性のための条件整備

女性が安心して働くためには、家庭と仕事を両立できる環境づくりをはじめ、眞の男女平等社会の実現に向けた施策が不可欠です。そのため、労働条件の改善、育児、介護などの社会的な支援システムの整備、固定的な性別役割分担意識のは正、男性の生活自立と家事、育児への共同参画を推進します。

### 仕事について

あなたが仕事を辞めた主な理由は何ですか。次の中から2つまで選んでください。(1つでも可。)



「恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査」平成17年4月

回答率 215/153 ※複数回答

**具体的施策**

施 策	主な事業	主 管 課
①就業機会や職域拡大の推進	<p>雇用の分野における男女の機会と待遇の確保 就職活動及び就業に際し、女性が男性に比べ不利な扱いを受けることがないよう、企業に対し男女雇用機会均等法、パートタイム労働法の周知と女性が男性と均等な就職及び職業機会の確保ができるよう要請します。</p> <p>女性の職業訓練、能力開発 就業に必要な技術習得のため技術講習の広報啓発。 女性起業家に対する支援 助成制度の周知・活用を図るとともに、地場産業に従事する女性を育成します。</p>	経済観光課 総務課
②就業を続けるための支援	<p>家庭生活における男女共同参画 男女平等意識の醸成を図り、家庭生活と仕事の両立支援を促進します。</p>	総務課 福祉環境課 経済観光課
③保育・児童環境の整備	<p>保育内容の充実 核家族化、就業形態の多様化に伴う保育ニーズに対応できるよう保育内容（時間延長型サービス、一時的保育、乳児・障害児保育）の充実強化に努めます。</p> <p>学童保育の充実 留守家庭児童が放課後安心して過ごせるよう学童クラブの充実を推進していきます。</p>	福祉環境課 学校教育課
④男性の生活自立支援	男性の家事推進講座の開講等男性の生活自立を支援します。	健康増進課 社会教育課

### (3) 子育てへの支援

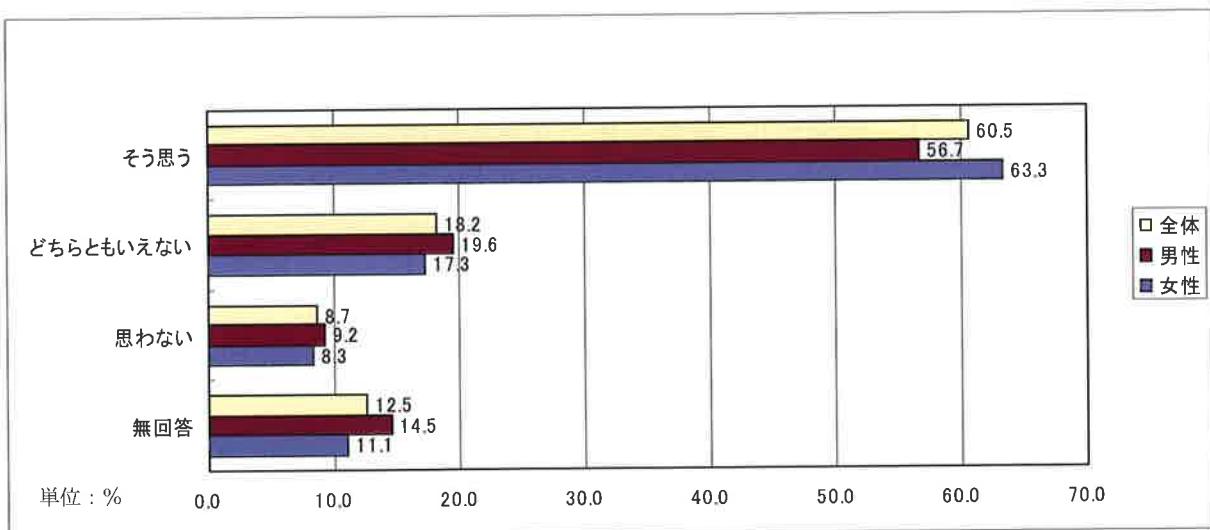
有配偶女性が働くことが一般的になっている今日、育児期に労働率は相対的に低く、育児休業制度の普及等の施策、育児・保育施設の拡充を図ることが大きな課題となっています。

本村の実態調査では、女性が仕事を続けるのに難しい理由として「家事・育児との両立が難しい」が男性 56.7%、女性 63.3%と大半を占めています。

子育ては喜びと同時に色々な困難を伴うため、女性だけに負わせるのではなく、父親と母親が育児に責任を持ち、ともに分担することが子どもの成長に大きな意味を持つことを認識した上で、男女が子育てに参画するための支援を積極的に行うことも必要です。

子どもは社会共有の財産であり、子育てを社会的なものとしてとらえ、地域全体で行うための社会づくりを支援します。育児休業法の円滑な施行を促進するとともに、保育所、学童保育等の充実と遊び場の確保を図ります。

女性が仕事を続けていくことは難しいと言われていますが、その理由の一つとして、家事、育児との両立が難しいからだと思いますか？



**具体的施策**

施 策	主な事業	主 管 課
①育児休業法の円滑な施行促進	特定事業主行動計画を策定し、府内はもちろん、村内事業所へも策定推進を強化します。	総務課
②保育所、学童保育等の充実と遊び場の確保	保育内容の充実、保育士の資質向上を図り、需要に応じ、保育所定員の増等を行います。 放課後、家庭に保護者がいない児童の居場所を確保し、健全育成を行います。また、保育所や幼稚園の園庭を開放し、遊び場の確保を図ります。	福祉環境課 学校教育課
③子育て支援のネットワークづくり	子育ての関係機関、団体との連携を図り、ネットワーク体制を整備します。また、育児サークルの活動場所提供的、自主的な活動を支援します。	福祉環境課 社会教育課 健康増進課

## 基本方向IV 長寿社会における女性の保健・福祉の確保

我が国の急速な高齢化は、今後、社会全般にきわめて大きな影響を及ぼすことになります。

本村の総人口は増加を続けており、平成17年4月1日現在では**10,165人**となっています。年齢三区分別（年少人口**0～14歳**・生産年齢人口**15～64歳**・老人人口**65歳以上**）にみると、生産年齢人口と老人人口は年々増加しているものの年少人口は減少傾向にあります。また、構成比は県と比較して年少人口が低く、老人人口は高くなっています。本村では県全体よりも少子高齢化が進行しています。今後は、総人口は増加するものの、年少人口は増減を繰り返しながら、緩やかに減少する傾向となることが推測されます。

このように少子高齢化は、今後ますます増大する高齢者の扶養や介護の問題、年金や医療費の負担問題等に対して深く関わってくるため、適切な対応を図っていくことが望まれており、「男女共同参画社会」という新たな経済社会システムを構築することが緊急の課題となっています。

### （1）健やかに生きるための健康づくり

生涯をとおして心身ともに健康であることは、豊かな生活をおくる第一条件です。長寿社会に向けて、健やかに生きるための健康づくりや安心して妊娠、出産に臨め、ゆとりをもって子育てができる社会の実現と子どもが健やかに育つ環境整備を図り、思春期における健全な母性・父性を育む教育を推進します。

また、これらを推進するためには、保健・医療・福祉・教育との有機的な連携は不可欠になりますので、地域における関係機関と包括的な体制づくりに努めます。

**具体的施策**

施 策	主な事業	主 管 課
①母子保健の充実	<p><b>母子保健の推進</b></p> <p>次の世代を担う子どもたちの心身の育成を図るため、妊娠から乳幼児に至るまで、次世代育成支援行動計画に基づき、一貫したサービスを体系的に推進します。</p> <p><b>健全な母性・父性の育成</b></p> <p>思春期保健教室を通して、正しい性の知識を理解するとともに尊さや子育て、親になることについて学び、父性・母性の育成を推進します。</p>	健康増進課 学校教育課
②健康づくりの促進と啓発	<p><b>健康づくり</b></p> <p>広報誌やイベント、講座、講演をとおして、健康づくりへの意識を高めます。また、地域における健康づくりを推進するため、推進員の育成に努めます。</p> <p><b>生涯スポーツの推進</b></p> <p>各種スポーツ大会、レクリエーション大会、体育施設や各字公民館、総合保健福祉センターでのスポーツ教室の開催など、スポーツをとおして健康づくりを推進します。その際、男女の性別の偏りがないよう参加においての男女共同を推進します。</p>	健康増進課 総務課 社会教育課 社会福祉協議会
③各種健康診断、健康相談、指導の充実	<p><b>健康診断・健康相談の充実</b></p> <p>基本健康診査に加え、女性特有の検診（子宮がん、乳がん）の充実強化と無料健康相談の実施、医療機関とも連携し、体制の充実を図ります。</p>	健康増進課

## （2）高齢者や障害者が暮らしやすいむらづくり

充実した豊かな生活を営むためには、心身ともに健康であることが何ものにも代え難く大切なことです。高齢者や障害者が生きがいを持ち、安心して生活できるように、それぞれの地域のネットワーク化を図り、公民館を拠点としたミニデイサービス、在宅介護支援を推進し、高齢者、障害者の生活自立や雇用機会の充実、社会参加支援に努めます。

また、高齢化の進行に伴って、介護を必要とする人が増加していますが、男女を問わず、家族が助け合って介護していくような社会の実現を目指し、意識の啓発を図っていきます。

**具体的施策**

施 策	主な事業	主 管 課
①生きがいづくりと快適な生活環境の整備	<p><b>働く生きがいづくり</b> ボランティア登録や人材リストの充実を図り、高齢者の経験豊かな知識や能力を発揮させ、就労の機会を創出し、社会参加を促進します。</p> <p><b>楽しく学ぶ生きがいづくり</b> 老人クラブでの社会奉仕、教養文化学習、レクリエーション活動やスポーツ大会を支援します。</p> <p><b>住みよい住宅環境整備</b> 高齢者や障害者が住みなれた地域や家庭で安心して生活できるよう、住宅改良の相談・助言を行い、バリアフリーの住環境の促進に努めます。</p>	福祉環境課 学校教育課 社会福祉協議会 社会教育課 健康増進課
②要介護者の方に対する支援	<p><b>在宅福祉サービスの充実</b> 在宅高齢者や障害者の家庭に保健師や看護師等が訪問し、介護方法、相談・介護の仕方や療養者の指導を行います。また、要介護者の家庭にホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援と介護者支援のため、デイサービス、ショートステイ等福祉サービスの利用促進と介護者のネットワークづくりを図り、リフレッシュ事業を推進し、女性と男性がともに助け合って介護を担うよう啓発に努めます。</p>	福祉環境課 健康増進課 在宅介護支援センター 社会福祉協議会
③支え合う心豊かな地域づくり	<p><b>民生委員児童委員の活動支援</b> 地域福祉のアドバイザーである民生委員児童委員の活動を支援します。</p> <p><b>ボランティアの育成と活用</b> 講演会、体験学習、ボランティア養成研修を開催し、ボランティアの意識の高揚を図り、育成と活用及び活動の基盤整備を図ります。</p>	福祉環境課 社会福祉協議会 企画課 学校教育課 社会教育課
④社会参加や就業機会の拡大	<p><b>在宅障害者の社会参加促進</b> 障害者の雇用を促進するため、小規模授産施設、関係機関との連携を図りながら、雇用機会の拡充に努めます。</p>	福祉環境課 健康増進課 社会福祉協議会

## 基本方向V 平和につながる国際交流と文化の創造

世界における男女共同参画の推進は、1975年の国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帶して取り組んでいます。

日本においても、男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取り組みの成果や経験を積極的に活かすとともに、国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国の女性支援の推進等を通じ、国際社会への貢献を目指しています。

沖縄県においても、国際平和創造への貢献、男女共同参画の推進に関する国際交流等の具体的施策を掲げ、平和・国際社会への貢献を推進しています。

これらのこと踏まえ、恩納村においても、平和につながる国際交流と文化の創造を推進していくかなければなりません。

本村は戦後、恩納岳を中心に米軍施設用地として村土の多くが接収され、昭和39年以後、米軍恩納通信所の返還を始めとして、いくつかの基地返還が実現しており、その跡地は公園や宅地、農地として利用されています。しかし、いまなお、村土の約3割を基地が占め、山間部では米軍の演習が行われるなど、村民の生活を脅かしています。恩納村を平和の発進地として内外にアピールしていくためにも、平和に関する学習会や啓発事業を積極的に推し進めます。また、平和学習に力を入れている北海道石狩市との児童生徒の交流をはじめ、南米各国の海外移住者子弟研修者を迎えての国際的な交流も広がっています。こうした国内外での交流を通して、人材育成を図るとともに広い視野での相互理解と交流を推進します。

本村は、15字の特色を生かした文化・芸能活動も多く残っています。うんなまつりにみられるように、各字の伝統芸能をはじめとする各種団体等による文化活動が盛んです。このようなさまざまな芸術文化の継承、発展を目指す育成支援と機会の拡充を図ります。

### (1) 平和な社会づくりへの参画推進

基地との共存を余儀なくされている現状や戦争体験を踏まえ、戦争体験を風化させることなく、平和の尊さを次の世代や世界へ発信できうるための平和学習や村民への啓発を図るとともに、学校や家庭、地域においても平和教育の充実・促進を図ります。

#### 具体的施策

施 策	主な事業	主 管 課
①平和教育の推進	平和教育の充実 平和を愛し、世界平和に貢献できる児童を育成し、国際社会の一員として、平和な国家及び社会の形成者にふさわしい資質の涵養に努めます。 女性史の編さん 戦前・戦後の恩納村の女性の歩みをまとめます。 石狩市との児童生徒交流事業 平和学習に力を入れている石狩市との児童生徒の交流を継続・推進していきます。	学校教育課 総務課
②非核平和都市宣言の普及・啓発の推進	非核平和都市宣言の普及・啓発に努め、恒久平和を希求する村民の意識醸成を図ります。	総務課 社会教育課 学校教育課

## (2) 国際交流の促進と海外移住国との友好親善

国際化社会を迎えるにあたり、旅行、仕事、研修などで海外へ行く機会が増えました。また、地域において多くの外国人が暮らしています。義務教育課程からALT（外国語指導助手）を活用して、語学や文化交流の輪を広げ、理解を深めていく必要があります。そのためには、一人ひとりが日本や沖縄、それぞれの地域の文化に誇りを持ちながら、異文化を理解する国際感覚を身につけることが大切です。国際化に対応した人材育成と国際感覚を醸成するため、村内中高生のアメリカ・カナダサマースクールプログラムの推進や村職員の海外派遣研修、海外ボランティア活動を推進します。

また、南米移住の村出身者の子弟を研修生として受け入れ、必要としている技術習得の支援や故郷の伝統文化の紹介をはじめ、スポーツ、イベントをとおして村民との交流を積極的に推進します。

### 具体的施策

施 策	主な事業	主 管 課
①国際交流の推進	外国語教育の充実 学校教育において、国際性豊かな人材育成のため、ALTを活用します。また、海外派遣プログラムを推進します。 研修生の受け入れ 村出身移住者との連帯を図り、南米移住者子弟研修生の受け入れ事業を推進します。 村職員の人材育成 海外派遣研修や海外ボランティア活動を推進し、人材を活用します。	学校教育課 社会教育課 企画課 総務課
②開発途上国への理解の推進	開発途上国を理解するための学習会などを開催します。	学校教育課 社会教育課 企画課 総務課

### (3) 文化的創造と発展

伝統芸能や工芸品等の継承、発展のための育成支援と文化を大切にする心を育てるため、音楽・演劇・芸能・講演会等、文化・芸術に関する機会の充実を図ります。

また、これから女性の生き方に反映できるよう本村の誇る情熱の歌人、恩納ナビーの調査・研究をし、舞台化に向け取組みを図ります。

#### 具体的施策

施 策	主な事業	主 管 課
①文化・芸術継承発展への支援	<p>伝統芸能や、工芸品等の継承、発展のための育成支援と文化を大事にする心を育てるよう文化展の開催や文化協会の活動を支援します。また、国内外の文化交流活動を推進します。</p> <p>国指定史跡の歴史の道を整備し、また、広報・啓発し、次世代へ継承していきます。</p> <p>子ども博物館のように、親子で手作りを楽しんだり、高齢者との交流を深め、郷土文化の継承・保存に努めます。</p>	社会教育課 学校教育課 博物館 総務課
②恩納ナビーの調査研究	わが村の誇る情熱の歌人、恩納ナビーについて調査研究し、舞台化に向け取組みを図ります。	社会教育課

# 参考資料

1. 計画策定経過
2. 恩納村男女共同参画行動計画審議会規程
3. 恩納村男女共同参画行動計画審議会名簿
4. 恩納村男女共同参画推進本部設置要綱
5. 男女共同参画に関する国内外・県・村の動き
6. HDI、GEMで見る  
日本の男女共同参画社会形成状況
7. 恩納村各種委員会、審議会等における  
女性委員の登用状況
8. 男女共同参画社会基本法
9. 沖縄県男女共同参画推進条例
10. 配偶者からの暴力の防止及び  
被害者の保護に関する法律

## ◎恩納村行動計画策定経過

開催等年月日	主な内容
平成 15 年 3 月	恩納村議会 3 月定例会一般質問で恩納村における男女共同参画行動計画について質問を受ける。
平成 15 年 5 月～	県内市町村へ行動計画提供依頼文書発送、行動計画の収集を開始する。
平成 16 年 6 月 18 日	恩納村婦人団体連絡協議会と行動計画策定に向けての会議
平成 16 年 10 月 18 日	恩納村婦人団体連絡協議会と行動計画策定に向けての会議
平成 16 年 11 月 8 日	読谷村との男女共同参画行政に係る情報交換会を実施
平成 16 年 12 月 1 日	恩納村婦人団体連絡協議会と行動計画策定に向けての会議
平成 16 年 12 月 22 日	恩納村婦人団体連絡協議会との行動計画素案作成会議 収集した行動計画から恩納村に適した計画のみだしを選択
平成 17 年 1 月 14 日	恩納村婦人団体連絡協議会との行動計画策定に向けた会議
平成 17 年 2 月 15 日	恩納村婦人団体連絡協議会との行動計画素案作り
平成 17 年 3 月 14 日	恩納村婦人団体連絡協議会との行動計画素案作り
平成 17 年 3 月 30 日	恩納村婦人団体連絡協議会から行動計画作業部会を発足 作業部会で素案作成
平成 17 年 4 月～6 月	村民意識調査実施に向けての取組みを開始。調査票を配布・回収、集計をまとめる。
平成 17 年 7 月 7 日	行動計画作業部会で素案作成
平成 17 年 8 月 31 日	行動計画作業部会で素案作成
平成 17 年 9 月 9 日	行動計画作業部会で素案作成
平成 17 年 9 月 26 日	行動計画作業部会で素案作成
平成 17 年 10 月 20 日	行動計画作業部会で素案作成
平成 17 年 11 月 15 日	行動計画作業部会で素案の最終確認
平成 17 年 11 月 28 日	恩納村男女共同参画推進本部へ素案の確認 恩納村男女共同参画行動計画審議会委員推薦依頼文書発送
平成 17 年 12 月 27 日	恩納村男女共同参画行動計画審議会委員委嘱状交付式 第 1 回審議会開催
平成 18 年 1 月 16 日	第 2 回審議会開催

平成 18 年 2 月 2 日	第 3 回審議会開催
平成 18 年 2 月 27 日	第 4 回審議会開催
平成 18 年 3 月 14 日	第 5 回審議会開催
平成 18 年 3 月 28 日	恩納村男女共同参画行動計画審議会から答申

恩納村男女共同参画行動計画審議会委員名簿

No.	役職	氏名	組織等
1	会長	知花洋子	村婦人団体連絡協議会副会長
2	副会長	金城盛建	村社会教育委員
3	委員	与那嶺涼子	名桜大学、沖縄大学非常勤講師
4	委員	又吉薰	村社会福祉協議会監事
5	委員	渡口美智子	村教育委員
6	委員	津嘉山朝孝	村農業委員会副会長
7	委員	與那霸清徳	安富祖小中学校長
8	委員	田港利明	村区長会(宇加地区長)
9	委員	稻葉美代子	一般公募
10	委員	名城一幸	村青年団協議会長

## 恩納村男女共同参画行動計画審議会規程

〔平成 17 年 4 月 20 日  
規 程 第 4 号〕

### (趣旨)

第1条 この規程は、恩納村男女共同参画行動計画を策定するための組織、委員の構成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、村の男女共同参画行動計画に関する重要な事項について審議する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、その他適當と認められる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、恩納村男女共同参画行動計画策定終了までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会は、会長が必要と認めたときに招集する。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課で処理する。

### (委員の費用弁償)

第8条 委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 47 年恩納村条例第 10 号)を準用する。

### (その他の事項)

第9条 審議会の運営について、必要な事項は、協議して定める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 恩納村男女共同参画推進本部設置要綱

〔平成 17 年 4 月 20 日  
要 綱 第 3 号〕

### (目的)

第1条 男女共同参画問題について、関係課の連絡調整を密にするとともに男女共同参画行政に関する施策を推進するため、恩納村男女共同参画行政推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 推進本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画問題解決のための諸施策に関する事項
- (2) 男女共同参画行政についての関係課の連絡調整に関する事項
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員で組織する。

- 2 本部長に助役、副本部長に総務課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 推進本部の事務局は総務課に置き、総務課長が事務局長も兼ねる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(実務者会議)

第6条 推進本部に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、推進本部に提示する事項について協議調整する。
- 3 実務者会議は、班長、副班長及び班員で組織する。
- 4 班長は行政係長をもって充て、副班長は企画係長をもって充てる。
- 5 班員は、推進本部長が選任する。
- 6 実務者会議は、班長が招集する。

(補則)

第7条 この要綱の定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

推進本部	役職	実務者会議	役職
助役	本部長	行政係長	班長
総務課長	副本部長 及び 事務局長	企画係長	副班長
企画課長	委員	財政係長	委員
大学院大学推進室長	"	管財係長	"
建設課長	"	基地・土地利用対策係長	"
農業委員会局長	"	計画建設係長	"
経済観光課長	"	ダム建設係長	"
税務課長	"	管理係長	"
福祉環境課長	"	農業委員会係長	"
健康増進課長	"	農林係長	"
村民課長	"	農政係長	"
社会教育課長	"	商工観光係長	"
学校教育課長	"	農林水産係長	"
給食センター所長	"	住民税係長	"
議会事務局長	"	徴税係長	"
上下水道課長	"	資産税係長	"
		台帳整理係長	"
		福祉係長	"
		保育所長	"
		生活環境係長	"
		国民健康保険係長	"
		保健係長	"
		戸籍係長	"
		年金係長	"
		社会教育係長	"
		学校教育係長	"
		庶務係長	"
		施設係長	"
		議事務係長	"
		業務係長	"
		工務係長	"
		下水道係長	"

## 男女共同参画に関する国内外・県・村の動き

		国連の動き	日本の動き	沖縄県の動き	恩納村の動き
1975年 (昭和 50年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際婦人年（目標：平等、開発、平和）</li> <li>○国際婦人世界会議（メキシコシティ）</li> <li>○「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人問題企画推進本部設置</li> <li>○婦人問題企画推進本部に参与を設置</li> <li>○婦人問題企画推進本部会議開催</li> </ul>		
1976年 (昭和 51年)				○婦人担当専任職員配置	
国 際  婦 人  の 十 年	1977年 (昭和 52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国内行動計画」策定</li> <li>○国立婦人教育会館オープン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人関係行政連絡会議設置</li> <li>○婦人問題懇話会設置</li> </ul>	
	1979年 (昭和 54年)	○国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択			
	1980年 (昭和 55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国連婦人の十年」－平等、発展、平和中間年世界会議（コペンハーゲン）</li> <li>○「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>			
	1981年 (昭和 56年)		○「国内行動計画後期重点目標」策定		
1976 ～ 1985	1984年 (昭和 59)	○「国連婦人の十年」－平等、発展、平和の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスキヤップ地域政府間準備会議（東京）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人問題解決のための沖縄県行動計画策定</li> </ul>	
	1985年 (昭和 60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国連婦人の十年」－平等、発展、平和ナイロビ世界会議</li> <li>○(西暦 2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国籍法」の改正</li> <li>○「男女雇用機会均等法」の公布</li> <li>○「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>		

## 男女共同参画に関する国内外・県・村の動き

	国連の動き	日本の動き	沖縄県の動き	恩納村の動き
1986年 (昭和 61 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充</li> <li>○婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>		
1987年 (昭和 62 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定</li> <li>○婦人問題企画推進本部参与拡充</li> </ul>		
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）</li> </ul>		
1990年 (平成 2 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連婦人の地位委員会拡大会期</li> <li>○国連経済社会理事会</li> <li>○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>			
1991年 (平成 3 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第1次改訂）」策定</li> <li>○「育児休業法」の公布</li> </ul>	○女性副知事誕生	
1992年 (平成 4 年)			○女性政策室、女性行政推進本部設置	
1993年 (平成 5 年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ D E I G O プラン 21 策定</li> <li>○（財）おきなわ女性財団設立</li> </ul>	○全国大会～初参加

## 男女共同参画に関する国内外・県・村の動き

	国連の動き	日本の動き	沖縄県の動き	恩納村の動き
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）</li> <li>○「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画室設置</li> <li>○男女共同参画審議会設置（政令）</li> <li>○男女共同参画推進本部設置</li> </ul>		○全国大会へ参加
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）</li> <li>○「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）</li> </ul>		
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>○男女共同参画推進連絡会議（えがりてネットワーク）発足</li> <li>○「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○沖縄県女性総合センター「ているる」開館</li> </ul>	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画審議会設置（法律）</li> <li>○「男女雇用機会均等法」の改正</li> <li>○「介護保険法」の公布</li> </ul>		
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」を答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○D E I G O プラン21改定</li> </ul>	
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エスキヤップハイレベル政府間会議（バンコク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> <li>○「食料・農業・農村基本法」の公布、施行（女性の参画の促進を規定）</li> <li>○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申</li> </ul>		

## 男女共同参画に関する国内外・県・村の動き

	国連の動き	日本の動き	沖縄県の動き	恩納村の動き
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）			○うんなフォーラム開催
2002年 (平成14年)			○男女共同参画行動計画～D E I G O プラン～策定	○男女共同参画行政担当者を兼任で配置
2005年 (平成17年)	○第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」開催			○恩納村男女共同参画社会をつくるための村民意識調査を実施 ○「ジェンダーを考える教室」を開催（主催：おきなわ女性財団、共催：村、村議会） ○恩納村男女共同参画行動計画審議会委嘱状交付

※2000年2月10日、中西豊子発行「21世紀・ローカルからグローバルへー女たちがめざす新時代」、「沖縄県男女共同参画計画～D E I G O プラン～」から作成。

## HDI、GEMで見る日本の男女共同参画社会形成状況

(1)HDI

(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.956
2	スウェーデン	0.946
3	オーストラリア	0.946
4	カナダ	0.943
5	オランダ	0.942
6	ベルギー	0.942
7	アイスランド	0.941
8	米国	0.939
9	日本	0.938
10	アイルランド	0.936
11	スイス	0.936
12	英国	0.936
13	フィンランド	0.935
14	オーストリア	0.934
15	ルクセンブルク	0.933

日本は  
177カ国中  
9位です

(2)GEM

(ジェンダー・エンパワーメント指數)

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.908
2	スウェーデン	0.854
3	デンマーク	0.847
4	フィンランド	0.820
5	オランダ	0.817
6	アイスランド	0.816
7	ベルギー	0.808
8	オーストラリア	0.806
9	ドイツ	0.804
10	カナダ	0.787
...	...	...
...	...	...
36	クロアチア	0.560
37	フィリピン	0.542
38	日本	0.531

日本は  
78カ国中  
38位です

### (1)「人間開発指数(HDI=Human Development Index)」

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指數。

具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出します。

### (2)「ジェンダー・エンパワーメント指數(GEM=Gender Empowerment Measure)」

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。  
HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てています。

具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。

※表は「平成17年版男女共同参画白書」より作成。

※用語説明は内閣府男女共同参画局ホームページより引用。

## 恩納村各種委員会・審議会等における女性委員の登用状況

平成17年4月1日現在

	審議会等名	設置根拠	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)	備考
1	農林漁業振興促進協議会	規則	10	0	0.0	
2	土地開発審議会	規則	9	0	0.0	
3	恩納通信所跡地利用計画検討委員会	規則	14	1	7.1	
4	恩納村予防接種健康被害調査委員会	規則	5	0	0.0	
5	恩納村心身障害児適正就学指導委員会	規則	12	4	33.3	
6	地域農產物流通販売調査検討委員会	規程	8	1	12.5	
7	恩納村農地流動化対策協議会	規程	17	1	5.9	
8	生活排水処理検討委員会	規程	9	1	11.1	
9	恩納村立学校給食センター運営委員会	規程	6	1	16.7	
10	恩納村火葬・葬祭場建設計画調査検討委員会	規程	9	1	11.1	
11	恩納村立図書館及び中央公民館調査検討委員会	規程	9	0	0.0	
12	恩納村経営・生産対策推進会議	規程	12	1	8.3	
13	次世代育成支援対策地域協議会	要綱	7	2	28.6	
14	恩納ナビ一舞台化検討委員会	要綱	9	1	11.1	
15	恩納村墓地基本計画策定委員会	要綱	10	1	10.0	
16	地域ケア会議	要綱	22	9	40.9	
17	障害児保育運営協議委員会	要綱	8	6	75.0	
18	健康づくり推進協議会	要綱	16	4	25.0	
19	農業用廃プラスチック適正処理対策協議会	要綱	11	0	0.0	
	合計		203	34	16.7	

# 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

改正

平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号  
同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）
- 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条－第 20 条）
- 第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条－第 28 条）

## 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済社会の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総 則

### （目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮させなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭における活動と外の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行わなければならない。

(国際協調)

第7条 男女共同社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成と促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項。
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国

際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第 20 条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

**第 21 条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第 22 条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前項に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認められるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

**第 23 条** 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

**第 24 条** 議長は内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

**第 25 条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であつてはならない。

- 3 第1項第2号の議員のうち、男女いずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則（平成11年6月23日法律第78号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(以下略)

沖縄県男女共同参画推進条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 31 日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県条例第 2 号

## 沖縄県男女共同参画推進条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第 9 条－第 18 条）

第 3 章 沖縄県男女共同参画審議会（第 19 条・第 20 条）

第 4 章 雜則（第 21 条）

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法の崇高な理念であり、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。

沖縄県においては、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、また、社会のあらゆる分野における性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念、慣習、しきたり等が依然として存在しており、眞の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、豊かで活力ある沖縄県を築くためには、本県の地域性等にも配慮しつつ男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮し、お互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち沖縄県民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総　　則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により当該者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「沖縄県男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るた

め、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な基本方向及び目標
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、沖縄県男女共同参画計画を定めるに当たっては、沖縄県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、沖縄県男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。  
(基本理念の普及啓発)

第11条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の実施及び普及啓発に努めるものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

第13条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認められる場合は、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査を行うものとする。

(市町村との協力)

第14条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力をを行うとともに、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

(県民等に対する支援)

第15条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するため、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女間の暴力の防止)

第16条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するため、啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の相談)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に関し、県民又は事業者から、苦情又は

申出があった場合は、相談に応じるものとする。

(男女共同参画の状況等の公表)

第 18 条 知事は、毎年度、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

### 第 3 章 沖縄県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第 19 条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

(組織等)

第 20 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第 4 章 雜 則

(規則への委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称・DV 防止法）

（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号）

改正 平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第1章の2 基本方針及び基本計画（第2条の2・第2条の3）

#### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

#### 第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

#### 第4章 保護命令（第10条—第22条）

#### 第5章 雜則（第23条—第28条）

#### 第6章 罰則（第29条・第30条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、この法律を制定する。

## 第1章 総　　則

### （定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はそ

の婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻に届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻に届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び基本計画

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第4項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条及び次条第1項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
  - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
  - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県においては配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 1 配偶者からの暴力の防止被害者の保護に関する基本的な方針
  - 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に

## 関する重要事項

- 3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 1 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 2 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他必要な指導を行うこと。
  - 3 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の一時保護を行うこと。
  - 4 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 5 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 6 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### （婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

**第3章 被害者の保護**

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項においても同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家

公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第2号において同じ。）によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 1 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠と

している住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下の項及び第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの間、当該子の住居（被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてははらないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

（管轄裁判所）

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 1 申立人の住所又は居所の所在地
- 2 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力が行われた地

（保護命令の申立て）

第 12 条 第 10 条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 1 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況
- 2 配偶者からの更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 3 第 10 条第 2 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 4 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で

あつた者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。) に関する前 3 号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第 4 号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治 41 年法律第 53 号)第 58 条の 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第 4 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容

を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とす

る同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないとその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立ては、申立書には、当該申立てをする時における第12条第1項第2号の事情をする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第4号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第4号中「前3号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第3号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にはあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合も含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雜 則

### (職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者国籍、障害の有無を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

### (教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

### (調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 1 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 2 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 3 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 4 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

### (国の負担及び補助)

**第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

1 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

2 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第6章 罰則

**第29条** 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

### 附 則 [抄]

#### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

**第2条** 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### 附 則 [平成16年法律64号]

#### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての

理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

（検討）

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

